

管理 No.	F024
--------	------

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間（個票）

所管部署：福祉部障がい福祉課
 (自立支援給付係 / 内線:2794)

根拠区分	法律 ・ 条例	
許認可等の名称	介護給付費又は訓練等給付費の支給	
処分権者	市長	
根拠規定	根拠法令・条例題名 (制定年/区分/発令番号)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第123号)
	根拠規定条項	第29条第1項
基準規定	基準法令等題名 (制定年/区分/発令番号)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第123号)
	基準規定条項	第29条第3項・第6項
基準規定	審査基準	<p>指定障害福祉サービス事業者等から介護給付費又は訓練等給付費の請求があったときは、次に掲げる基準に照らして審査の上、支払う。</p> <p>(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第29条第3項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準</p> <p>(2) 障害者総合支援法第43条第2項の規定に基づき奈良市が定める指定福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準</p> <p>(3) 障害者総合支援法第44条第2項の規定に基づき奈良市が定める指定障害者支援施設等の設備及び運営に関する基準</p>
標準処理期間 (経由機関の日数)		
本票の作成日	平成29年2月3日作成	
更新履歴(更新日)	改正沿革 平成 年 月 日改正	

審査基準（裏面追加）

	基準内容
審査基準等 補足	